

1 面 介護保険制度にかかわる県への要請

2 面 年金制度
下越・阿賀南統合

ナジラーネ

改題 高齢協「会報」

発行

〒950-0965

新潟県退職者連合

新潟市中央区新光町 6-2

TEL 025-281-5454

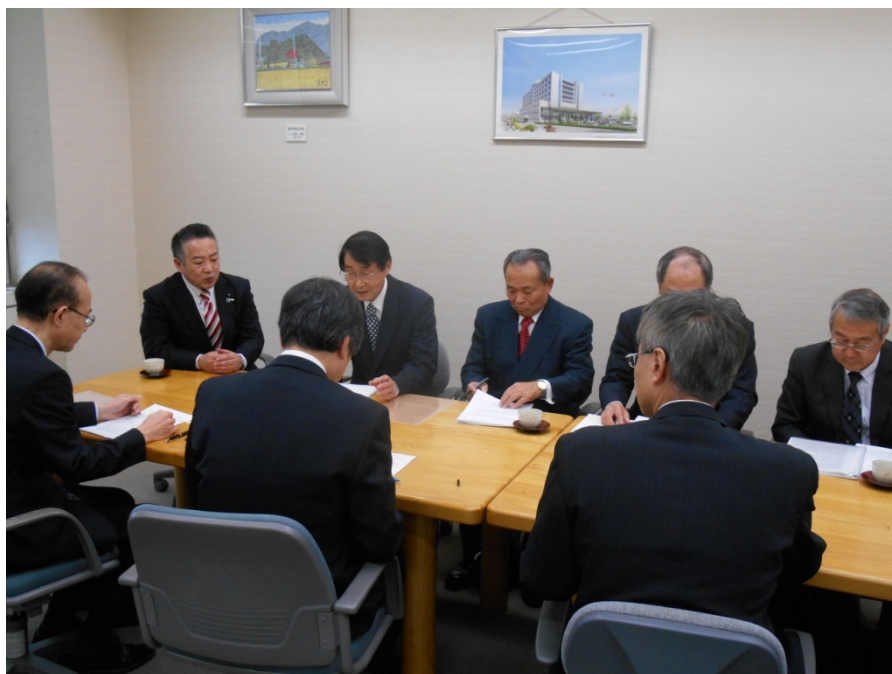
FAX 025-281-5456

県に介護保険制度にかかわる要請行動実施

県退職者連合の四役は、介護保険制度・地域包括ケアシステムの構築に向け、12月20日、新潟県社会福祉保健部長に要請行動を実施しました。

県からは、部長、担当課長が出席した他、燕市選出の高倉県議会議員も駆けつけました。冒頭、早川会長から10項目からなる要請書を渡しました。

焦点となっている予防給付の新総合事業への移行について、県では自治体に直接訪問し課題の整理をしていること、利用者への説明については、きめの細かい情報の発信や交換を県としても支援してきていることなどが報告されました。介護労働者の人材確保について、現在4700人が不足していることから総力を挙げて人材の確保に向け、県として人材の育成等について支援していることが報告されました。地域包括ケアシステムについては、国の方針が明確になっている以上、実効性のあるもの



にしていくことが重要でありまさに高齢者を支える仕組みづくりに県として市町村の支援に務めていく旨報告されました。最後に、介護保険事業の住民参加について、直接的な明言はさけながら、ブリックコメントの必要性については了解しました。

第25回定期総会 日程決まりました

期日 7月26日(水)午後1時30分～
会場 新潟市駅前 ガレソンホール
議題 16年度活動報告 16年度会計報告
今後の退職者組織の組織運営方法
17年度活動方針 16年度予算
規約改正 17年度役員体制

給付型奨学金制度創設署名 協力ありがとうございました

昨年からの協力をお願いしていました「給付型奨学金制度の創設を求める署名」は、加入組織から11団体、地域組織から3地域の署名が寄せられました。署名は中央労福協へ送付されました。ご協力に心から感謝申し上げます。

改正年金制度の研修会 —年金額はどう変わる？—

2月23日、第3回幹事会終了後、改正年金制度についての研修会を万代市民会館で開催しました。

講師には、新潟東年金事務所の中浜副所長からおいいただき説明をいただきました。

年金制度の仕組みから、計算法方法まで多岐にわたる説明がありました。特に、「年金額の改定ルール」について、マクロ経済スライドでの調整、賃金変動と物価変動に伴う改定について、図を示し詳しく説明がありました。

*説明資料はまだ予備があります。希望される方は事務局まで連絡をお願いします。

下越と阿賀南統合問題 本年中に統合の総会を開催

「高齢協の今後の組織運営のあり方」に基づき、下越地域と阿賀南を統合することになりました。2月23日、幹事会終了後、双方の会長事務局長と県退職者連合の打ち合わせが行われました。

両社が統合する総会については本年中に開催することを確認しました。また、規約、活動方針、役員体制予算のあり方については、再度、事務局から具体的内容を示し意見交換することとしました。

統合によってエリアが大きく広がることから総会の開催を持ち回りにしたり、地域ごとに連絡体制をつくるなどの様々な意見が出されました

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の概要

年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中から実施できるよう、年金機能強化法(※)を改正し、施行期日等を改める。

※公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)

概要

1. 年金受給資格期間短縮の施行期日の改正

老齢基礎年金等の受給資格期間短縮に係る施行期日を、消費税10%引上げ時(※※)から、平成29年8月1日に改める。
(同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる)

2. その他所要の規定整備

※※社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

施行期日 公布の日

(参考)

「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日)(抄)

I. 一億総活躍社会の実現の加速。(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

②年金受給資格期間の短縮
無年金の問題は喫緊の課題であり、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、平成29年度中に確実に実施できるよう、所要の法案を提出する。

対象者数(見込み)

約40万人(期間短縮により初めて老齢基礎年金の受給権を得る者)
上記の他、特別支給の老齢厚生年金対象者等を含めると、対象者は約64万人

所要額(見込み)

約650億円(高年度ベース・平成30年度)
初年度(平成29年度)は約260億円(29年9月~30年1月の計5ヶ月分の支給)

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成28年10月実施)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※501人以上の企業等を対象に、平成28年10月から適用拡大を実施することは既に法定化。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。
(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部公布日から3月以内)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(公布日から3月以内施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。